行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	動物の飼い主に対する勧告	
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例	
条項		Į	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第20条	
		E	保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター	
			(電話:048-840-4150)	
行政指導を行なう場合の方針・基準	を置(1)(2)(飼の(3)(4)と(5)す(6)し(7)け(8)す(9)な(1)用理 基準定は由 を置(1)が動る動き面のそ) 基準定は由 でそ)(1)(8)す(9)な(1)用理		人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき又は害るおそれがあるときは、飼い主に対し、次に掲げる措定のよう勧告することができる。 勿を係留し、又は施設内で飼養すること 勿に口輪をかける方法等により飼養することが次のいずれかに違反しているときは、当該違反行為意及び必要な措置を講じるよう勧告することができる。 勿にえさ及び水を適正に与えること 勿の種類、発育状況及び習性に応じ、適正に飼養するこまるのが設を設けること 勿の排泄物等を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にと のが出りること のの場所若しくは他人の土地、建物等を不潔には損傷しないようにすること のの異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、人に迷惑をかよう飼養すること のが逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容う努めること のが疾病にかかり、又は負傷した場合は、治療等の必要を講じること を屋外に連れ出すときは、犬のふんを処理するための携行し、その用具を使用し、ふんを持ち帰り適切に処	
		を飼養する施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部か ら見やすい箇所に掲示すること		
	備考			